

第4回農業委員会定例会(議事録)

| | | |
|---------|--|--------------------------|
| 1. 日 時 | 平成29年4月28日(木) | 午前 10時 00分 午前 11時 00分 |
| 2. 場 所 | 竹原市民館 2階 第2, 3会議室 | |
| 3. 出席委員 | 1 日下委員, 2 石本委員, 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員, 12 祐本委員, | |
| 欠席委員 | 11 西野委員 | |
| 4. 説明員 | 向井事務局長, 道面主任主事, 森永主事, 西原技師 | |
| 5. 審議案件 | 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 9号 事業計画変更の承認について 議案第10号 竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について 議案第11号 非農地証明について 議案第12号 竹原市農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について 議案第13号 下限面積(別段の面積)の設定について 議案第14号 竹原市農地賃借料情報の提供について 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第4回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員は西野委員で、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、4番信友委員と5番佐伯委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第3、議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> |
| <p>局 長</p> | <p>それでは、議案第7号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第4条に基づく許可申請でございます。</p> <p>申請人は、Aさんで、事業計画は墓地の設置となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、3番土居委員からご報告をお願いします。</p> |
| <p>3 番</p> | <p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、新庄町の小早川神社バス停より南東に約450mの位置にあり、現地確認時、墓地として管理されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>局 長</p> | <p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっております、立</p> |

地基準の許可要件は満たしているものと思われます。

次に一般基準の審査で、まず信用及び資力につきましては、現地確認調査委員さんからのご報告のとおり、現在すでに墓地として転用が行われています。申請時に、この度の許可前着手に至った経緯を記した始末書の提出があり、申請人は農地法をよく知らず着手し、大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。

次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、墓地埋葬法(追認)の申請中で担当部署より許可見込みと聞いています。

次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。

次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。

説明は以上です。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第7号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4 議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第8号について説明致します。

本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。

件数1は、譲渡人Bさん、譲受人Cさんからの所有権移転の申請で事業計画は太陽光発電施設となっております。

件数2は、譲渡人Bさん、譲受人Dさんからの所有権移転の申請で事業計画は太陽光発電施設となっております。

件数3は、譲渡人Eさん、譲受人Fさんからの使用貸借権設定の申請で、事業計画は共同住宅となっております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、3番土居委員からご報告をお願いします。

| | |
|-----------|--|
| <p>3番</p> | <p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、東野町の武田橋より北西に約200mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数2は、件数1の市道を挟んだ南側に位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数3は、下野町の中通下バス停より東に約100mに位置し、現地確認時、野菜等が作付されていました。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>局長</p> | <p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1、件数2は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。件数3は、都市計画区域内の用途指定地域であり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数について譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等の提出があります。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、全件数について、申請書類、また、申請時の聞き取りで、遅れることなく事業実施するものと認められます。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、件数1、件数2については、再生可能エネルギー発電設備認定申請中で、件数3につきましては、普通河川等保全条例の申請中で担当部署より、許可の見込みとの情報を得ています。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、全件数について、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、全件数について、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>お諮りします。議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第5, 議案第9号「事業計画変更承認について」を議題と致します。 事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> <p>局長 それでは、議案第9号について説明致します。 本議案は、申請人Gで申請地は吉名町字楚井沖903-3外159筆です。農地法第5条第1項の規定に基づき許可を受けた土地について、その転用事業の履行期間を変更するため、事業計画変更承認を申請するものです。 説明は以上です。</p> <p>議長 事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、<u>土居委員</u>からご報告をお願いします。</p> <p>3番 申請地は吉名中学校から南に約2kmの位置にある、瀬戸内ゴルフリゾートゴルフ場とその周辺です。今回の現地確認は、事業期間変更の3工区を確認し、現地は草木が茂っていました。 報告は以上です。</p> <p>議長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。</p> <p>局長 まず、本件は平成5年5月14日に農地法第5条に基づく許可申請を受けて以来、数度の事業計画の変更承認を行ってまいりました。今回の申請は、3工区の履行期間の延期となっており、今回の申請は事業計画変更承認申請の必要な場合の内、当初申請者が申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、当初の転用目的を達成できる場合に該当します。審査基準について検討した結果を報告します。 まず、許可の取消処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されないと認められるかどうかですが、申請地160筆のほとんどが既に申請者に所有権移転済みで、長期間耕作されておらず、耕作が困難と認められ、該当しないと考えます。 次に許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は過失によるものではないと認められるかについては、3工区の別荘・企業研修施設の従前の計画では、現在の社会情勢・市況を鑑みて、事業計画(履行期間)を見直す必要が出てきたものであり、認められると考えます。 次に変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるかどうかについてですが、事業内容の変更ではないので該当しません。 次に変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるかどうかについては、申請書や申請時間取りにより、事業の実施が確</p> |
|--|---|

| | |
|------------|---|
| | <p>実であると考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるかどうかについては、前述のとおり、履行期間の延期ということで、該当しません。</p> <p>最後に変更後の転用事業が農地法に定める農地法第5条第2項に規定する農地転用に関する許可基準により許可相当であると認められるかについてですが、これについても認められるものと考えます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第9号「事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり許可いたします。</p> <p>次に日程第6、議案第10号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> |
| <p>局 長</p> | <p>それでは、議案第10号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外、及び農振農用地への編入に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外(追加認定)につきましては、一般住宅建築のための1筆となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、3番土居委員からご報告をお願いします。</p> |
| <p>3 番</p> | <p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>農振農用地からの除外の申請地は、吉名町の竹原浄化センターより北東に約450mに位置し、現地確認時、住宅が建築され進入路及び宅地として使用されてきました。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>局 長</p> | <p>それでは、私から除外についての検討事項を説明致します。</p> <p>まず、農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、この度の事業計画については、申請人が仕事をしながら農業の手伝いを行うため、住宅を実家の隣地に建築するという目的で、農業後継の意味合いもあり、また、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できるかどうかについてですが、申請書に添付された申請者の土地所有状況と、事業計画からみて、他に代えることが出来ないことが認められ、除外はやむを得ないと判断いたします。</p> <p>次に、この変更により、周辺の農地の利用状況や、集団化を阻害しないかどうかについてですが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障は無いものと認められます。</p> <p>次に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならなかについてですが、申請地については、利用権設定等もなく、また、周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>次に、当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがないかどうかについてですが、現地確認により、周辺に影響のある農業施設は無いことを確認しております。</p> <p>次に、当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過しているかどうかについてですが、本件はこれに該当致しません。</p> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。</p> <p>最後に今回の除外申請は、事後認定であるため、始末書が添付され、その内容につきましては、申請人が申請地が農用地区域の指定になっていることを知らず住宅を建築し、大変申し訳なく今後この様なことのないよう深く反省されております。説明は以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第10号「竹原市農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」は、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第10号「竹原市農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。</p> <p>次に日程第7、議案第11号、「非農地証明について」を議題と致します。事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは、議案第11号について説明致します。</p> <p>本案件は非農地証明申請に関する案件です。</p> <p>件数1は、申請人Hさんで、申請事由につきましては、昭和55年頃から、耕作が不便なため耕作しなくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数2は、申請人Iさんで、申請事由につきましては、耕作が不便なため耕作しなくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数3は、申請人Jさんで、申請事由につきましては、3085番4は、昭和57年頃に住宅を建築し宅地として使用している。また、3085番1は、一部倉庫及び車庫として使用し、残地については耕作が不便なため耕作しなくなり、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数4は、申請人Kさんで、申請事由につきましては、平成元年、工場新築のため購入した土地の隣接地であり、併せて購入し工場敷地の周辺地として利用している。今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>件数5は、申請人Lさんで、申請事由につきましては、昭和37年に隣地と併用し住宅を建築し、宅地として使用しており、今後においても農地として耕作の予定はなく、この度地目変更登記を行うため、本申請に及んだものです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について3番土居委員からご報告をお願いします。</p> |
| 3番 | <p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、新庄町の横大道バス停より北へ550m付近にあり、現地確認時、竹が繁茂し耕作されていませんでした。</p> <p>件数2は、吉名町のJR毛木踏切より北へ180m付近にあり、現地確認時、樹木が茂り耕作されていませんでした。</p> <p>件数3は、田万里町の竜王バス停より南へ80m付近にあり、現地確認時、住宅、倉庫、車庫があり、残地は耕作されていませんでした。</p> <p>件数4は、忠海町の芸南学園バス停より北東へ1000m付近にあり、現地確認時、樹木が茂り耕作されていませんでした。</p> <p>件数5は、忠海東町にある元忠海東小学校体育館より南へ200m付近にあり、現地確認時、住宅が建築されていました。</p> <p>報告は以上です。</p> |
| 議長 | <p>非農地証明の審査事項について説明をお願いします。</p> |
| 局長 | <p>それでは、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合しているか否かを検</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>討した結果をご報告いたします。</p> <p>件数1, 件数2, 件数3, 件数4とも, 現地確認及び申請時間聞き取り等から, 耕作不適・耕作不便等で自然かい廃したものと認められ, 又, 件数3, 件数4, 件数5については転用の事実行為から20年以上経過しているものと認められ, 農地転用行政上も支障がないものと判断します。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入りますが, その前に本議案の件数1の申請人が本市農業委員で, 議事参与の制限のため, まず件数2～件数5の審議決定を行い, その後, 委員に退席していただき, 件数1の審議決定を行いたいと思います。</p> <p>それでは, 件数2～件数5の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第11号の件数2～件数5の「非農地証明について」は, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって, 議案第11号の件数2～件数5は原案のとおり決定いたします。</p> <p>引き続き議案第11号の件数1の審議に入りますので, 委員には会場より退席をお願いします。</p> <p>(委員退席)</p> <p>これより件数1の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第11号の件数1の「非農地証明について」は, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって, 議案第11号の件数1は原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは, 委員さんに会場に入って頂きたいと思います。</p> <p>(委員入場)</p> |
|------------|--|

| | |
|-----------|--|
| <p>局長</p> | <p>次に日程第 8，議案第 1 2 号「竹原市農業委員会の平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> <p>それでは，議案第 1 2 号について説明致します。</p> <p>まず，平成 2 8 年度の点検評価ですが， 1 ページ目の農業委員会の状況は，ご覧のとおりです。2 ページ目の農地の集積については，目標 4 ヘクタールに対して，実績 5. 9 ヘクタールとなりました。3 ページ目の参入促進については，参入実績がなく，目標を達成できませんでした。4 ページ目の遊休農地については，解消実績 3 6 ヘクタールで，目標を大きく上回りました。5 ページ以降は，違反転用への対応や事務の点検となっております。</p> <p>次に，平成 2 9 年度の目標ですが，農地の集積について，目標を 1 ヘクタールにしたほかは，前年度と同様の目標としております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので，これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第 1 2 号「竹原市農業委員会の平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」は，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって，議案第 1 2 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 9，議案第 1 3 号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p> |
| <p>局長</p> | <p>それでは，議案第 1 3 号について説明致します。</p> <p>平成 2 1 年 1 2 月施行の農地法改正により，農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い，市町村の区域内の全部又は一部について，これらの面積の範囲内で別段の面積を定め，農林水産省令で定めるところにより，これを公示したときは，その面積を下限面積として設定できることになりました。</p> <p>これにより，竹原市では平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日開催（平成 2 1 年第 1 1 回）の総会でお諮りし，現在，町ごとに別段の面積を定めているところです。</p> <p>その後，「農業委員会の適正な事務実施について」という通知で，農業委員会は，下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について，毎年審議することとなっ</p> |

ています。

このため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について次のとおり提案いたします。

面積につきましては、各区域において遊休農地が相当程度存在し、各区域の位置及び規模からみて50a未満の農地の耕作者が増加しても、農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことから、変更を行わない。また、区域の名称につきましては、判りやすくするため、旧町村名から現町名へ変更するというので、ご提案いたします。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第13号「下限面積(別段の面積)の設定について」原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

次に日程第10、議案第14号「竹原市賃借料情報の提供について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第14号について説明致します。

平成21年12月施行の農地法改正により標準小作料制度が廃止され、それにかわり地域における賃借料の目安となるよう、改正農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。情報の提供にあたっては、農地法運用通知第4において、提供する区分の決定等について、形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされています。また、農業委員会のホームページ、農業委員会だより等の広報媒体を活用し、広く提供することとされています。賃料データにつきましては、全国農業会議所の農地の賃借料情報提供の手引きに基づき、過去1年分の農地法第3条許可、農用地利用集積計画等から算出するものです。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。

「質疑なし」の声あり

| | |
|--|---|
| <p>局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> | <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第14号「竹原市賃借料情報の提供について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第11, 報告第5号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p> <p>それでは、報告第5号について説明を致します。</p> <p>農地法第3条の3第1項により、相続等により権利を取得され、平成29年3月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は8件、筆数は田28筆、畑44筆、面積は32,601㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度農業委員視察積立金の決算について ・農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について <p>以上をもちまして、第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
|--|---|

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 5月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 信友 莊三郎

署名委員 佐伯 博美